

どがなかな大田ふるさと寄附業務委託仕様書

1 業務名

どがなかな大田ふるさと寄附業務委託

2 業務の目的

本市では、ふるさと納税制度を通じて本市の魅力発信やシティプロモーションを推進し、地域経済の活性化と寄附件数の増加、関係人口の拡大を図る取組みを進めている。

この取組みにおける多岐に渡る業務について、民間事業者のノウハウを活用し、効率的かつ効果的に進めることを目的とする。

3 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1) 返礼品の各サイトへの登録・変更に関する業務

ア 本市の契約する寄附受付サイト『ふるさとチョイス』『ふるなび』『ANA のふるさと納税』『楽天ふるさと納税』及び管理システム『LedgHome』における返礼品の登録・変更を行うこと。

なお、本市の契約する寄附受付サイト及び管理システムが変更となった場合にも対応すること。

イ 寄附受付サイトに掲載する返礼品情報(写真を含む)を返礼品提供者から収集し、掲載すること。その際、必要な写真撮影、文字入れ等の写真加工、返礼品の紹介文の作成等を行うこと。

ウ 返礼品の登録・変更については、本市及び返礼品提供者との各種調整を十分に実施するとともに、特に、返礼品の内容に一部変更等が生じる場合は、総務省の示す返礼品に関する基準に合致するものかを事前に調査すること。

エ 本市及び返礼品がより魅力的に伝わるような対策・改善を行うこと。

オ 特集等の企画・作成・更新を行うこと。

カ 本市の判断により、寄附受付サイトに掲載する情報の追加及び削除を行うこととした場合は、随時全ての寄附受付サイトの掲載情報の変更、保守等に対応すること。

キ ふるさと納税を活用したクラウドファンディングや、大規模災害等が発生した場合の災害支援の寄附金について、円滑に受け入れができるよう、迅速かつ臨機応変に対応すること。

(2) 返礼品提供者のサポートに関する業務(返礼品提供予定者を含む)

- ア ふるさと納税の理解や効果的な返礼品の掲載・PR方法等の指導及びサポートを行うこと。
- イ 毎月返礼品提供者への訪問を行うこと。毎年度全ての返礼品提供者について、返礼品提供者が希望しない場合を除き、返礼品提供者訪問を行い、指導及びサポートを行うこと。返礼品提供者が希望する場合は、オンラインでの対応も可能とする。
- ウ 管理システムの使用に関するサポートを行うこと。
- エ 新規提案や開発・発送に関するサポートを行うこと。
- オ 返礼品提供者からの相談に関するアドバイス等を行うこと。
- カ 他自治体と連携した返礼品開発を行う場合は、本市と協議のうえ、本市及び他自治体の返礼品提供者への指導及びサポートを行うこと。
- キ その他、ふるさと納税以外のeコマース展開等の返礼品提供者育成に関する取り組みを行うこと。

(3) ふるさと納税の推進に係るプロモーション及びコンサルティング業務

- ア 各寄附受付サイトを含め、メールマガジンやSNS等の各種媒体を活用した、積極的かつ魅力的な本市のふるさと納税のプロモーション活動を行うこと。
- イ 使用する広告媒体や配信回数、時期、ターゲット層等について提案を行い、本市と協議のうえ、実施すること。必要に応じて、広告配信用及び市ホームページ等へ掲載するバナー画像を作成すること。
- ウ 大田市の魅力・ふるさと納税の寄附の使い道や返礼品等の発信に関して、より多くの寄附者に訴求するようコンサルティング業務を行うこと。
- エ Web戦略について提案・実施すること。
- オ 寄附受付サイト及び管理システムの使用や変更に関するコンサルティングを行うこと。
- カ ふるさと納税の展開・展望についてのコンサルティングを行うこと。
- キ 本市の企画する勉強会等での指導・アドバイスを行うこと。

5 委託成果品

(1) 実績報告

受託者は、寄附金額、寄附件数及び寄附者属性等とともに、寄附の動向について分析を行い、その結果及び今後の対策について、業務実施内容とともに本市へ毎月報告書を提出すること。また、毎年度3月末までに、翌年度の業務実施内容を示した年間計画書を提出し、本市の承認を得ること。ただし、令和4年度の年間計画書については、令和4年4月末までに提出することとする。

(2) 成果品の著作権

本業務により作成された画像等の成果品に係る著作権は、本市に帰属するものとする。

6 委託費の支払い方法

業務実績報告書提出後の毎月支払いとする。

7 秘密の保持

本業務の履行にあたり、知りえた秘密を他の目的に使用し、また他に漏らしてはならない。委託期間が終了した後も同様とする。

特に個人情報については、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

8 情報セキュリティの確保

本業務の履行に際し、個人情報を含む全ての情報の取扱いについて情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故から保護するため、適切な管理を行わなくてはならない。

9 寄附情報の保存

受託者は、委託業務に関する資料を書面または電磁的記録により、委託期間終了後5年間保存すること。

10 報告又は検査

本市は必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の履行状況その他必要事項について報告を求め、または検査を行うことができるものとする。受託者は、市から求めがあった場合には、誠実に対応しなければならない。

11 留意事項

- (1) 関係法令にのっとり、適正に業務を遂行すること。
- (2) 写真、画像、イラスト等のデータ使用にあたっては、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう注意すること。
- (3) 本事業の全部または主たる部分を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、本事業の一部についてあらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、再委託した業務に伴う当該第三者の行為については、受託者が全ての責任を負うものとする。

- (4) 事業実施にあたり、事故や運営上の問題などが発生した場合には、速やかに市に連絡すること。
- (5) 本業務の達成にあたり、より効果的かつ魅力的な事業とするため、本仕様に関する新たな提案は妨げない。市場調査を実施し、ふるさと納税に関するサービスで活用で

きるものがあれば提案すること。特に寄附者を増やすための方策や業務効率化・寄附金の募集に要する経費の削減につながる方策があれば提案すること。

(6) 受託者の責めに帰すべき事由により、年間計画書で定めた業務が履行期間内に完了しないと明らかに認められる場合に、本市は本業務委託契約を解除することができる。

12 その他

本業務の遂行にあたっては、本市と十分に協議を行い、本市の意見や要望を取り入れながら実施すること。その他、業務の履行上必要な事項については、本市と受託者で協議の上決定すること。

別 記

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な方法により収集しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受注者は、この契約による事務については自らが行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(事業従事者の遵守)

第7 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を遵守させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者が書面により承諾した場合を除き、複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報

が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第 10 受注者は、この契約による事務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報記録された資料等は、この契約の完了後速やかに、漏えいを期さない方法で廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第 11 発注者は、受注者が契約により事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第 12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、この指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(指示)

第 13 発注者は、受注者がこの契約による事務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第 14 発注者は、受注者がこの個人情報の取扱いに係る特記事項に違反していると認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求ができるものとする。